

議第111号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年12月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	額 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	630
	第二種電柱		970
	第三種電柱		1,300
	第一種電話柱		560
	第二種電話柱		900
	第三種電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		670

法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000
	地下に設ける通路			600
	その他のもの			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	900
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設				110
政令第7条第6号に掲げる施設ならびに同条第7号に掲げる施設お	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額

よび自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.0 1 を乗じ て得た額
政令第7条第 8号に掲げる 応急仮設建築 物	上空、トンネルの上または高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.0 14 を乗 じて得た 額
	その他のもの	Aに0.0 25 を乗 じて得た 額
政令第7条第 10号および 第11号に掲 げる施設	上空、トンネルの上または自動車専 用道路（高架のものに限る。）の路面 下に設けるもの	Aに0.0 14 を乗 じて得た 額
	その他のもの	Aに0.0 25 を乗 じて得た 額

別表備考第5項中「政令第7条第9号および第10号」を「政令第7条第10号および第11号」に改める。

（草津市駅前広場管理条例の一部改正）

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条第1項関係）

種別		占用料(月額)
板囲い、足場、詰所（工事中）材料置場（土木建築材料一時置場を含む。）その他工事中施設		1平方メートルにつき 200円
営業用バス	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 1,100円
	駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき 2,100円
タクシー	承認	1区画につき 600円
	駐車	1区画につき 1,200円
その他のもの		市長が定める額

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(草津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の草津市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後の引き続く期間について占用許可を受け、当該占用許可の際に、当該占用許可期間に係る占用料の全額を納付した者に係る施行日以後の占用料については、当該占用許可期間中に限り、なお従前の例による。
(草津市駅前広場管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の草津市駅前広場管理条例別表の規定は、施行日以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。